

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第 412 号）

〔 個人台帳部分公開決定審査請求事案 〕

（答申日：令和 6 年 9 月 25 日）

第一 審査会の結論

実施法人（公立大学法人大阪）は、本件審査請求に係る部分公開決定において非公開とした職員 2 名に係る「異動履歴」のうち、大阪市内にて発令がなされた異動履歴を公開すべきである。実施法人のその余の判断は妥当である。

第二 審査請求に至る経過

- 1 令和 3 年 10 月 22 日付けで、審査請求人は、公立大学法人大阪（以下「実施法人」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成 11 年大阪府条例第 39 号。以下「条例」という。）第 19 条の 2 の規定により、以下の内容で法人文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（本件請求内容）

〇〇と〇〇の個人台帳

- 2 同年 11 月 11 日付けで、実施法人は、本件請求に対応する法人文書（以下「本件法人文書」という。）を下記（1）のとおり特定し、条例第 13 条第 1 項の規定により、下記（2）に掲げる部分を除いた部分を公開することとする部分公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、下記（3）のとおり公開しない理由を付して、審査請求人に通知した。

- （1）本件法人文書

〇〇と〇〇の個人台帳

- （2）公開しないことと決定した部分

「個人台帳」における職員番号、顔写真、性別、生年月日、年齢、職位、等級（給与表）、入社形態、最終学歴（大卒、高卒、等）、卒業／中退、卒年、組合区分（互助会、等）、出身学校名（最終学歴）、学部、学科、パスポート（有効期限）、ビザ（有効期限）、現住所、住民票住所、前職歴、異動履歴および等級

- （3）公開しない理由

条例第 9 条第 1 号に該当する。

個人の学歴、住所、所得等に関する情報であって、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められるため。

- 3 令和 4 年 1 月 4 日付けで、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、諮問実施法人に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第三 審査請求の趣旨

「〇〇、〇〇の個人台帳」の内、「異動履歴」の部分に関する不開示の決定を取り消し、全部公開の決定を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

1 審査請求書における主張

上記決定において公開しないこととされた部分は、非公開情報には該当しないと思料するため。

2 反論書における主張

(1) 反論の趣旨

〇〇、〇〇の個人台帳の内、「採用されてから平成18年3月31日までの異動履歴情報」部分（以下「本件係争情報」という。）に関する不開示の処分を取り消し、開示すべき、との裁決を求めるものである。

(2) 反論の理由

今回、実施法人（公立大学法人大阪）の原処分の判断材料として、大公審答申第339号を根拠に挙げているが、これは本質的に間違った根拠である。

大公審答申第339号の審査対象となった職員は、大学が独法化された後の平成〇年〇月〇日に採用されたため、人生で一度も公務員になったことのない人物である。

それに対して今回の審査対象者である〇〇は平成〇年、〇〇は平成〇年の採用であるため、採用されてから平成18年3月31日までは公務員であった者である。この点が本質的に異なる。この点を踏まえて審査請求人の主張を論ずる。

〇〇、〇〇の個人台帳における採用されてから平成18年3月31日までの異動履歴に関する部分は、「公務員の職務に関する情報」である。

平成18年3月31日までの異動履歴に関する情報は、公務員であったため公務に関する情報と考えるのが妥当であり、そもそも第9条第1号に規定する個人識別情報に該当せず、開示すべき情報と思料する。

大阪府の情報公開条例では、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められる情報等が記載されている行政文書を公開してはならない旨、定めている。

よって、本件係争情報が上記に該当するか否かを検討する。

大阪府において作成された「大阪府情報公開条例解釈運用基準」によれば、一般に他人に知られたいと望むことが正当と認められるものに該当せず公開することができる情報として、以下のものが例示されている。

i～vii （省略）

viii 公務員の職務に関連する情報

これら2名のうち、〇〇は平成〇年〇月に、〇〇は平成〇年〇月に大阪市役所に採用されているので、大阪市立大学が独法化された平成18年4月1日までは、これら2名は公務員であったことが認められる。そのため、これら2名に関する平成18年3月31日までの異動履歴情報は、上記のviiiに該当する。

したがって、本件係争情報は、上記のviiiに該当するため、一般に他人に知られたいと望むことが正当であるとは認められないことから、公開してはならない理由には該当しない。

そのため、非公開とした原処分は妥当ではない。

第五 実施法人の主張要旨

実施法人の主張は、概ね次のとおりである。

1 弁明書における主張

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

(2) 弁明の理由

ア 個人台帳とは

個人台帳は、顔写真、社員コード、性別、生年月日、年齢、職位、等級、入社形態、最終学歴、卒／中退、卒年、組合区分、学校名、学部、学科、パスポート、(パスポートの)有効期限、ビザ、(ビザの)有効期限、現住所、住居、住民票住所、前職歴、取得資格、異動履歴等、給料(給料表・等級)といった、職員の人事管理上必要となる情報としてプライバシー性の高い内容が記載された文書である。審査請求人の求める「採用されてから現在に至る異動情報」についても例外ではなく、当法人内部の人事異動等の発令年月日や発令事項等が記載されており、職員の詳細な職務経歴であることから、職員個人の情報であるといえる。

イ 条例第9条第1号に該当するため

個人台帳に記載されている情報については、全体が一体として個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当し、極めて詳細な経歴等の情報であることから、慣行として、地方独立行政法人である本法人において、公開している情報ではない。

今回の審査請求対象である異動情報は、当該職員の詳細な職務経歴である。こうした職員個人の私的な側面を含む情報は、法人職員といえども私人における場合と同様に、プライバシー情報として保護されるものであり、一般私人における情報と同様、無闇に詮索することの出来ない性格を有するものであるといえ、当該情報を保護されるべき情報として取扱うことで、職員は職務に専念し、その能力を最大限に発揮することが期待されるものである。

以上のことから、個人台帳における異動履歴については、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものにあたり、非開示として取扱うものとする。

ウ 条例第8条第1項第4号に該当するため

異動履歴の情報を含んだ個人台帳は、人事管理業務を遂行するにあたり基盤となる情報であって、人事異動の際の資料として取り扱っている。

これらの情報が公になった場合、業務内容の性格上、多大なる影響が出るのが容易に予測される。

以上のことから、条例第8条第1項第4号に規定する「府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの」にあたることも非開示理由としている。

なお、審査請求人からは同様の主旨にて別件で令和2年5月12日に審査請求があったが、令和3年7月28日に答申のあった大公審答申第339号にて、部分公開とした実施法人の判断は妥当である旨の答申をいただいたところであることを申し添える。

2 実施法人説明における主張

今回、個人台帳の公開を請求されている職員2名は、いずれも公務員退職者であり、当該職員の異動履歴は「公務員の職務に関連する情報」には該当しない。

仮に、前職が公務員であったとしても、その経歴も含め、一体として実施法人における異動履歴として扱っており、前職の公務員の職歴を個別に区分けして公開することはできない。

また、大阪府情報公開条例解釈運用基準には『「一般に他人に知られたくないと望むことが正当と認められるもの」』について、『「正当と認められるもの」』かどうか客観的に明白である場合を除き、当該個人から意見を聴取するなどにより、慎重に取り扱い、客観的な判断に努めることとする。』としており、当該職員2名の意向を確認したところ、非公開を望んでいることから、本件係争情報は、条例第9条第1号の個人情報に該当すると判断し、非公開とした。

さらに、異動履歴を公開することで、人事配置に対して外部から苦情等が寄せられ、人事業務に支障等が出るおそれがあるとして、条例第8条第1項第4号に該当すると判断し、非公開とした。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

法人文書公開制度は、府が設立した地方独立行政法人等の法人が、その設立目的及び組織形態から府の行政の一部を構成し、その諸活動を府民に対し説明する責務を自ら有すると考えられることから、これらの法人が保有する法人文書について、府の行政機関が保有する行政文書と同様の公開請求を行うことができることとした制度である。

その基本的な理念は、条例の前文及び第1条にあるように、府民の法人文書の公開を求める権利を明らかにすることにより、「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念の下にあっても、一方では公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害することのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、実施法人の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第19条の3において、条例第8条第1項各号及び第9条に定める適用除外事項の規定を準用することとしたものであり、実施法人は、請求された情報が条例第2条第3項に規定する法人文書に記録されている場合には、条例第8条第1項各号及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された法人文書を公開しなければならない。

2 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

本件係争情報は、法人職員が公務員であった際の異動履歴であるところ、実施法人は当該情報について、条例第9条第1号に該当し、さらに条例第8条第1項第4号にも該当すると主張することから、該当性について、以下検討する。

(1) 条例第9条第1号について

条例は、その前文で、府の保有する情報は公開を原則としつつ、併せて、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護する旨を宣言している。また、条例第5条において、個人のプライバシーに関する情報をみだりに公にすることのないように最大限の配慮をしなければならない旨規定している。

本号は、このような趣旨を受けて、個人のプライバシーに関する情報の公開禁止について定めたものである。

同号は、

- ・個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（以下「要件ア」という。）であって、
- ・特定の個人が識別され得るもの（以下「要件イ」という。）のうち、
- ・一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められるもの（以下「要件ウ」という。）等が記載されている行政文書を公開してはならない旨定めている。

「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報」とは、個人のプライバシーに関する情報を例示したものであり、「特定の個人が識別され得る」情報とは、当該情報のみによって直接特定の個人が識別される場合に加えて、他の情報と結びつけることによって間接的に特定の個人が識別され得る場合を含むと解される。また、「一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められる情報」とは、一般的に社会通念上、他人に知られることを望まないものをいうと解される。

(2) 条例第9条第1号該当性について

ア 本件係争情報は、〇〇及び〇〇が大阪市役所職員であった異動履歴として、大阪市採用日から実施法人が独立行政法人となった平成18年3月31日までの当該職員に対する発令日、発令区分、所属、役職及び発令等が記載されている。これらの情報は、個人の職務上の経歴に関する情報であるといえ、要件アに該当する。

イ 本件対象文書は、個人台帳であり、当該台帳には、氏名のほか、生年月日、現住所及び職位等、特定の職員を人事上管理するために必要な情報が、一体として記載されていることから、特定の個人が識別され得るものと認められ、要件イに該当する。

ウ 要件ウの該当性について検討するところ、本件係争情報である異動履歴は、上記アのとおり、特定の職員の異動ごとの職名及び所属が一覧化されたものである。当審査会において確認したところ、大阪市は、係長級以上の職員の人事発令を市のホームページで公表し、また、係員を含む市職員を一覧にした冊子「大阪市職員録」を毎年度作成し、大阪市公文書館において過年度分を含め、一般の閲覧に供しているとのことであった。

したがって、大阪市職員としての異動履歴は「一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められるもの」とはいえず、要件ウに該当しないから、本件係争情報は条例第9条第1号に該当しない。

(3) 条例第8条第1項第4号について

府の機関又は国等が行う反復継続的な事務事業に関する情報の中には、当該事務事業実施後であっても、これを公開することにより同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又は公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすものもある。

本号は、

- ・ 府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報（以下「要件エ」という。）であって、
- ・ 公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの（以下「要件オ」という。）に該当する情報については、公開しないことができる旨定めている。

本号の「府又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務」の部分は、府の機関又は国等の機関が行う代表的な事務を例示したものである。

このうち、「人事管理」とは、職員の任免、服務監督、懲戒、勤務評価、人事異動などの事務をいう。

また、同号の「おそれのあるもの」に該当して公開しないことができるのは、当該情報を公開することによって、「事務の目的が達成できなくなり」、又は「事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼす」程度が名目的なものに止まらず具体的かつ客観的なものであり、また、それらの「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性でなく法的保護に値する蓋然性がある場合に限られると解される。

（４） 条例第 8 条第 1 項第 4 号該当性について

本件係争情報は、特定の職員の異動履歴であり、人事管理に関する情報であるため、要件エに該当する。

実施法人は、本件係争情報を含む個人台帳は、人事管理業務を遂行するにあたり基盤となる情報であって、これらの情報が公になった場合、業務内容の性格上、多大なる影響が出るのが容易に予測されることや、人事配置に対して外部から苦情等が寄せられ、人事管理業務に支障等が出るおそれがあると主張している。

この点について、「人事管理」とは、職員の任免、服務監督、懲戒、勤務評価、人事異動などの事務をいうところ、例えば人事評価に係る情報が公開されることになれば評価者は率直かつ詳細な記載を控え、その記載内容が形骸化することも想定され、ひいては公正かつ適切な人事管理業務に支障を及ぼすおそれがあるといえる。

しかし、本件係争情報は、特定の職員が過去に大阪市職員であった期間における異動履歴であり、これを公開しても、上記のような具体的かつ客観的な支障が生じるとはいえない。また、大阪市は、係長級以上の市職員の異動に係る情報をホームページにて公開するとともに、係員を含む市職員を一覧にした「大阪市職員録」を毎年度作成し、大阪市公文書館において、一般の閲覧に供している。

したがって、本件係争情報を公開することにより、実施機関が主張する人事管理業務に多大な影響が出ることのおそれがあるとはいえないことから、本件係争情報は要件オに該当せず、条例第 8 条第 1 項第 4 号に該当しない。

4 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

魚住 泰宏、的場 かおり、海道 俊明、近藤 亜矢子